

## いすみ市クラウドソーシング手数料助成事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 市長は、いすみ市内に実証拠点を設定してクラウドソーシングにより仕事を受注する者の支援及び生活の安定化を図ることにより、クラウドソーシングによる新たな働き方の促進、いすみ市への若者の定着及び地域活性化の実現に寄与することを目的として、予算の範囲内において、クラウドソーシング手数料の全部又は一部を助成することについて必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) クラウドソーシング インターネット上で不特定多数の人材に業務内容、報酬等を提示して仕事を発注し、又は発注された仕事を受注する仕組みをいう。
- (2) クラウドソーシング運営会社 クラウドソーシングを運営する事業者であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。
  - ア クラウドソーシングによる新たな働き方の促進、いすみ市への若者の定着及び地域活性化の実現に寄与すると市長が認める事業者であること。
  - イ いすみ市暴力団排除条例（平成24年いすみ市条例第1号）に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）が、支配人、無限責任社員、取締役、監査役若しくはこれらに準ずべき地位に就任し、又は実質的に経営等に関与している事業者でないこと。
- (3) 実証拠点 次に掲げる要件のいずれにも該当する事業者をいう。
  - ア いすみ市内に事務所又は事業所を有する事業者であること。
  - イ クラウドソーシングにより仕事を受注する者の支援、育成等を行うことのできる事業者であること。
  - ウ クラウドソーシングによる新たな働き方の促進、いすみ市への若者の定着及び地域活性化の実現に寄与すると市長が認める事業者であること。
  - エ 暴力団員等が、支配人、無限責任社員、取締役、監査役若しくはこれらに準ずべき地位に就任し、又は実質的に経営等に関与している事業者でないこと。
- (4) 会員 実証拠点において会員の登録をした者をいう。
- (5) クラウドソーシング手数料 クラウドソーシングにより仕事を受注し、報酬を得

た会員がクラウドソーシング運営会社に支払うべき手数料をいう。

(連携協定の締結)

第3条 いすみ市、クラウドソーシング運営会社及び実証拠点は、クラウドソーシング手数料助成事業の実施に当たり連携協定を締結するものとする。

(助成対象者)

第4条 助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 会員であること。

(2) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 平成30年10月1日より前にいすみ市の住民基本台帳に記録された者であって、同日以後も3年以上引き続きいすみ市内に定住する意思のあるもの

イ 平成30年10月1日以後にいすみ市の住民基本台帳に記録された者であって、転入の日から3年以上いすみ市内に定住する意思のあるもの

(3) いすみ市税等の滞納がない者であること。

(4) 暴力団員等でないこと。

(助成対象期間等)

第5条 助成の対象となる期間（以下「助成対象期間」という。）は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 平成30年10月1日より前にいすみ市の住民基本台帳に記録された者 会員となった日の属する月から起算して24月間

(2) 平成30年10月1日以後にいすみ市の住民基本台帳に記録された者 会員となった日の属する月の翌月から起算して24月間

2 助成金の交付は、対象者1人につき助成対象期間内で2回を限度とする。

(助成対象経費)

第6条 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、年度の初日から末日までの間に発生したクラウドソーシング手数料の額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。以下同じ。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額を助成対象経費とする。

(1) 年度の途中で会員となった場合 助成対象期間の始期から当該年度の末日までの

間に発生したクラウドソーシング手数料の額

- (2) 年度の途中で助成対象期間が終了する場合 当該年度の初日から助成対象期間の終期までの間に発生したクラウドソーシング手数料の額  
(助成金の額等)

第7条 助成金の額は、助成対象経費の額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。

- (1) 自ら又は自らと同一の世帯に属する者が所有する住宅に居住している場合 5万円
- (2) 自ら又は自らと同一の世帯に属する者が賃貸借契約を締結した住宅（シェアハウス（いすみ市ゲストハウス等設立事業補助金交付要綱（平成28年いすみ市告示第70号）第2条第2号に規定するシェアハウスをいう。）を除く。）に居住している場合 5万円
- (3) シェアハウスに居住している場合 3万円
- (4) 自ら又は自らと同一の世帯に属する者以外の者が賃貸借契約を締結した住宅に居住している場合 3万円
- (5) 前各号に掲げる住宅以外の住宅に居住している場合 3万円  
(助成の申請)

第8条 助成の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が指定する期日までにいすみ市クラウドソーシング手数料助成申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者概要書（様式第2号）
- (2) クラウドソーシング手数料の額を確認できる書類
- (3) 誓約書（様式第3号）
- (4) いすみ市内に住所を有することを証する書類
- (5) いすみ市税等の滞納がないことを証する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(助成金の決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、助成の可否を決定したときは、いすみ市クラウドソーシング手数料助成決定（却下）通知

書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第10条 前条の規定により助成の決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、指定された期日までに、いすみ市クラウドソーシング手数料助成請求書（様式第5号。以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消し）

第11条 市長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正の手段により助成の決定を受けたとき。
- （2） 誓約書に違反したとき。
- （3） 前2号に掲げるもののほか、不相当と認められる事実があったとき。

2 市長は、前項の規定により助成の決定を取り消したときは、いすみ市クラウドソーシング手数料助成決定取消通知書（様式第6号）により、助成決定者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第12条 市長は、前条の規定により助成の決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

2 前項の規定による命令は、いすみ市クラウドソーシング手数料助成金返還命令書（様式第7号）により行うものとする。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成30年10月1日から施行する。

（準備行為）

2 この告示の施行に関し必要な準備行為は、この告示の施行の日前においても行うことができる。